

23 広中支調交第4号

2023年10月6日

日本郵便株式会社 広島中央郵便局
局長 長瀬 欣也 殿

郵政産業労働者ユニオン広島中央支部
支部長 永瀬 智之

2023年度年末年始業務運行に関する要求

2023年度の年末年始繁忙は、これまでと同様、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザが蔓延する中での年末年始となります。社員一人一人の健康管理や安心安全な職場環境の整備は、会社側の当然の責務であり大変重要です。また、会社側が推し進めるコストコントロールによる要員や賃金の抑制は、業務の円滑な運行に多大な影響をもたらします。

ましてや今年度は、ヤマト運輸との協業後初の年末年始であり、これまで予想もつかなかった事態が発生するとも限りません。

郵政産業労働者ユニオン広島中央支部は、いかなる場合であっても正常な業務運行を確保するため、以下の要求を提出しますので、10月31日までに誠意ある回答を求めます。

記

- 1、 2022年度年末年始繁忙の広島中央郵便局としての総括を明らかにすること。また今年度の年末年始業務運行の基本的な考え方について説明すること。
- 2、 年末年始繁忙における13項目について、職場労使委員会にて丁寧に説明すること。
- 3、 年末年始繁忙が始まるまでに、全社員を業務研究会に参加させること。またやり方について、資料配布で終わらせることなく必要な意思疎通は十分行うこと。
- 4、 12月23日（土）、12月24日（日）、12月30日（土）、12月31日（日）の具体的な要員配置を明らかにすること。特に12月31日（日）については出勤人数を明らかにすること。
- 5、 1月1日から3日までの間に全社員に対し休日を付与すること。
- 6、 会社側の言う「コストコントロール」の観点から、12月31日から1月3日までは超勤発令を行わないこと。

- 7、 会社側の言う「コストコントロール」の観点、あるいは夏期・冬期休暇削減の対策として、年内・年明けの廃休・非番日労働は行わないこと。
- 8、 会社側の言う「コストコントロール」、あるいは社員の健康管理の観点から、深夜勤の勤務前後に超勤発令は行わないこと。また、内務・外務問わず超過勤務は、4時間前発令が原則であり徹底させること。
- 9、 社員の健康管理の観点から、連続勤務日数は、一日当たりの勤務時間が8時間以下の社員は6日、10時間を指定される社員は5日以内となるよう勤務指定を作成すること。
- 10、 夏期・冬期休暇削減の対策として、年次有給休暇の請求は正規取り扱いすること。
- 11、 勤務時間管理を徹底すること。具体的には休憩・休息を確実に取得させることや、始業前着手やサービス残業をさせないよう指示指導すること。回答が「適切に対応する」ならば、その具体策を明らかにすること。
- 12、「36協定」違反を起こさないよう随時チェックすること。また「特別条項」を適用しないこと。
- 13、 新型コロナウイルスや季節性インフルエンザ対策を中心に、社員の健康管理の徹底、労働災害防止には最善を尽くすこと。その為のマスク・消毒液・うがい薬の在庫を十分確保することや、換気対策・ソーシャルディスタンスを今一度徹底すること。
- 14、 飛沫感染防止のため、始業時等に行っている唱和は中止すること。また、全体朝礼・ミーティング等は簡素化すること。
- 15、 短期雇用社員が増えるため、休憩室・食堂・更衣室等を拡張、あるいは増配置すること。
- 16、 新型コロナウイルスの感染者が多数発生した場合（クラスター状態）の対応について、今現在の規定・対応を明らかにすること。
- 17、 社員の健康管理の観点から、個人が接種したインフルエンザの予防接種の費用は全額会社側負担とすること。
- 18、 年賀葉書・カタログ営業に関して、販売実績の低調な社員に対し、販売の強要は絶対に行わないこと。
- 19、 職場内でのいじめや、管理者によるパワハラ・限度を超えた指導が見受けられる。会社として現状どのように考えているのか説明すること。また長期病気休暇や退職者に対する、会社としての具体的なケア、復帰に向けたプロセスを明らかにすると同時に、いじめやパワハラ根絶に向け最善を尽くすこと。社員の復帰に際しては、勤務時間や就業部署等、その社員の要望を最大限尊重すること。
- 20、 短期アルバイトの雇用は、会社側の責任において雇用計画通りの人員を早期に確保すること。

- 2 1、年末年始の休みに入る前に、業務に必要な物品を用意すること。
- 2 2、お客様サービスの観点から、22時以降の配達が生じないようゆうパックの受託会社に対し、22時までに返納出来るような体制を要請・順守させること。
- 2 3、年賀郵便の私書箱再調について、管理者含め郵便部全体で対応すること。
- 2 4、今年度から行うケース年賀について、32口の補助区分棚などの必要な器材については準備・設置すること。
- 2 5、年明け1月9日（火）は物増が想定される。昨年度は職場が相当混乱した経緯がある。増配置を考えているのかいないのか明らかにすること。

【通年要求】

- ・車両更改の際、市内中心部の重点的駐車禁止取り締まり地域で使用する車両については、警察の駐車許可証を取得すること。
- ・巡回用四輪車について、経過年数11年を大幅に上回る車両が存在する。走行距離が20万キロを超えており、とても車両状態が良好とは言い難い。高速道路走行を伴い、大変危険な状態であるので支社・本社に上申し、早急に車両を更改すること。

以上